特集

日々の努力なくして 働き方は改革できない

●早稲田大学商学部・教授

働き方改革の概要

2019年4月から、改正労基法が施行されている。時間外労働では、特別条項付きの協定でも、年720時間(1ヶ月平均60時間)まで、1ヶ月100時間未満、2~6ヶ月の平均で80時間以下とすること、及び月45時間を超えられるのは年6回までとされた。1ヶ月100時間を超える、また2ヶ月連続で90時間の残業がある場合は違法となり、罰則もある。中小企業は2020年4月から適用される。

しかし、「月45時間・年360時間」の原則、そして「年720時間以内」の特例については、休日労働を含まない。そのため、1ヶ月100時間未満、および2~6ヶ月の平均80時間以内という制限の範囲内であれば、休日労働は自由に設定可能となる。結果として、時間外労働と休日労働の合計で80時間×12ヶ月=年960時間の労働が可能になる。また、2024年3月までは運輸、建設、医師は規制の対象外であり、新商品の開発といった研究開発職にはそもそも規制が適用されない。

その他、年10日以上の付与日数がある労働者の 5日以上の取得義務化、管理監督者等も含めた労 働時間の客観的な把握なども導入された。

さらに、高収入の一部専門職を労働時間の規制 から外し、成果で評価する仕組みとして高度プロ フェッショナル制度も導入された。

改正法の評価

今般の労基法改正の最重要課題は、時間外労働の上限規制であると筆者は考えていた。これは、過労死・過労自殺が絶えない社会情勢を踏まえて、命を守るという観点から、多くの人に支持されるはずのものであった。時間外労働に罰則付きの上限を設けたこと自体は画期的である。しかし、計算上は年960時間の時間外労働・休日労働が可能なことや、高度プロフェッショナル制度の導入を考慮すると、命を守るための実効性は、よくわからない。

企業へのインタビュー調査をすると、数年前から取り組んでいる企業もあり、特に時間外労働を規制する企業がかなり増えている。他方で、年休5日取得については、連休を増やす企業も多いが、一部では隔月1回の土曜を出勤日にして年休を計画取得させるという脱法的?な方法も出てきた。

また、残業代が減ったことに対する不満は、多少 はあるだろうが、一部の企業は平均的な残業代を 一律に手当として支給するなどの措置を取ってい る。不満が強いとすれば、こうした措置を取らな い企業や、説明・理解が不足していることに原因 があると思う。そもそも、残業代を必要な生計費 に組み込むことがおかしいことだと考えるべきだ。 その意味では、賃上げも重要だ。さらに、中小企 業では今年から施行ということもあり、どの程度 対応し得るかは未明だ。

なぜ長時間労働なのか

かれこれ30年ほど労働時間や休暇の問題を調 査・研究してきたが、この疑問に完璧な答えは出 せない。ここでは、筆者の調査・研究の経験から、 いくつかに絞って、背景や原因を考えてみたい。

① 正社員の雇用保証との関係

正社員に与えられる身分的特権の最大のものは、 長期の雇用保証であるとされてきた。不況期にな っても正社員はすぐに解雇されず、長期の雇用が 保証される反面、長時間労働をして、雇用を保証 してくれる企業に奉仕するという意味である。

企業は不況期になると、労働投入量を減らす必 要がある。労働投入量は労働者数×労働時間で表 されるが、表面的には労働者数と労働時間のいず れでも調整できる。しかし、雇用保証の程度が高 い正社員を減らすことは、中核的な業務を担う社 員を減らすことにつながる。それゆえ、残業の抑 制・削減、非正社員の解雇・採用抑制、正社員の 採用抑制、早期退職の勧奨などの様々な手段で労 働投入量を抑制し、正社員の解雇はなるべく最後 の手段にしようとする、と考えられる。

その反面、長期雇用を保証されている正社員は、

ある程度恒常的に残業をしながら、労働時間によ る雇用調整に応じる。つまり、不況期には残業を 減らして解雇を先延ばしできるが、好況期にも残 業して対応する。

② 割増賃金率の問題

通常の法定時間外労働の割増率は25% (月60時 間以上は50%)、休日労働は35%(休日労働と深 夜労働の重複は60%)、深夜労働は25%(法定時 間外労働と深夜労働が重複した場合は50%)とな っている。しかし、欧州諸国では通常の時間外割 増率は50%、深夜労働は100%というのが通常で ある。その上、日本の割増率には、賞与や諸手当 の一部(家族手当、通勤手当、住宅手当など)が 含まれないが、欧州ではそもそも賞与や手当があ まりなく、あっても額が低いため、年収を年間の 労働時間で除した時間給が、割増率算定の基礎と なる時間給と大きく変わらない。しかし、日本の 労働者は、月当たりの所定給与を月間所定労働時 間で除したものが割増率算定の基礎となる時間給 になるため、年収ベースで考えた場合の時間給に 比べて、かなり低くなる。つまり、そもそも額面 で支給される総額よりも低い時間給で計算される 上に、割増率そのものがまた低いのである。この ことは、欧州の割増率が「残業をさせないための」 ものであるのに対し、日本の割増率は、「新しく 人を雇うよりも安い」と解釈できる。

③ 長時間労働が評価される

人事評価において、長時間労働の部下を評価す る上司は減っているのだろうか。筆者が人事担当 者に実施するインタビューでは、「長時間労働は 評価しない」という回答を得ることが多い。しか し、筆者はそれらの回答に疑問を感じている。

スキルレベルが同程度の労働者が2人いたら、 企業への貢献度は、おそらく労働時間が長い人の ほうが高いと見られるだろう。朝早くから夜遅くまで仕事をしている姿を見れば、多くの人は「一生懸命に働いている」などの印象を持たないだろうか。労働時間が長いほど貢献しているという判断は、実際、部分的には正しいのだから、ましてスキルレベルや業務の難易度が同じなら、より長く働いてより多くの業務をこなす部下のほうが、上司に評価されるのは、ある意味で当然のことだろう。

だから、長時間労働を評価しないという企業の回答は、正確ではない。おそらく正確には、「同じ業務量なのに労働時間が長いだけの部下は評価しない」という意味だろう。本音では、「これだけたくさんの業務をこなしてくれるなら、労働時間は長くてもいい」と考えている上司もいる(成果が少なければ自分の評価も、売上も落ちる)。したがって問題は、人事評価制度における労働時間の扱いになるが、ほとんどの人事評価制度で、労働時間を定量的に測定した上で、評価項目にしていないのは、労働時間を評価項目にしていないのは、労働時間の長さを評価しないのは、対象態度を記述しない。

④ 過剰な質の高さを求める

業種に限らず、多くの日本の労働者の仕事は丁 寧だ。モノが溢れ、サービスも至る所にある現在 の経済社会では、企業の製品・サービス戦略はま すます高度で複雑になり、それに関与する人々も、 常に新たなアイディアを生み出すことが求められ る。しかし、そうした高度な質を求めることが、 同時に長時間労働に繋がっているとは言えないだ ろうか。スキルレベルは一朝一夕に向上するもの ではない。通常は、簡単な仕事からより高度な仕 事を徐々に(労働時間をかなり費やして)こなす ことで、向上して行くものである。それゆえ、スキルレベルが高い人に比べて、それほど高くない 労働者が同じ質の仕事をこなすとすれば、労働時間は長くなる。難しい問題でもあるが、一考の余地はある。

⑤ 休暇の癖がついてない

欧州諸国では、休暇とは「連続して」初めて、 休暇とみなされる。最低でも2週間くらい連続し ないと、休暇扱いされない。

年次有給休暇(年休)は、法律的にすべての雇用される労働者に付与されている。勤続年数にもよるが、多くの労働者は年に20日前後の年休がある。しかし、せいぜい10日くらいしか使わないのが通常である。それも、10日間連続して休むのではなく、夏休みに2日とか、年末年始に3日などと、細切れに取る。

年間3回、4~5月、8月頃、12~1月には、それなりの休みを取る労働者が多い。企業や労働者にもよるが、少なくて2~3日、多めの人で5~7日くらいは、それぞれの機会に休んでいるだろう。

ところが、これらの時季に休む場合、会社の就業規則などで定められた休日や休暇(特別有給休暇)があることが多い。年休とは別枠の休日や休暇があることは、法律上の年休を取らなくてもそれなりに休めるという意味では、ありがたいことだ。しかし、別枠であるため、また特別有給休暇の夏休みに追加して年休を2日とか3日しか使わないため、結局、年休が減らない。理想的には、2週間くらいの休暇を取り、10日のうち3日は特別有給休暇だが、残りの7日は年休を取るというようなことが実現できれば、実労働時間は減少する。

また、年休を取り残す理由として、「病気や急な用事のために残しておく」という回答がかなり

多い。筆者のこれまでの調査でも、回答者の6割 以上がそれを挙げ、他の様々な理由の中でも第1 位になる。これには、年休が時間単位・半日単 位・1日単位で取られるという日本的事情もある が、別の側面からも問題がある。

というのも、業務上災害ではなく私傷病による 欠勤の場合、多くの企業では「欠勤」として扱わ れ、その分の賃金は減る。また場合によっては、 賞与の査定などにも、欠勤が影響する。そのため、 多くの労働者は、欠勤にならないよう、「どうせ 余っている年休だから」と、私傷病による欠勤を 年休でカバーし、欠勤ではなかったことにする。 それに慣れると、年休は残しておくものという考 えが当たり前になる。

連続休暇が普及するような社会的インフラが充 実していないことも、年休取得が進まない要因か もしれない。欧州の人々は、全員一斉に休暇を取 る訳ではない。例えば、夏季休暇が集中する期間 外に夏休みを取る場合は、年休にプラスして3日 間とか1週間とか、日本で言うところの特別有給 休暇を与え、分散化を図る。そして、労働者は家 族同伴であまりお金のかからない避暑地のキャン プ場に出かける人がいれば、リゾート地の家族と 都市部の家族が家をお互いに貸し借りする(宿泊 代が無料になる)というような方法で、長い休み を過ごす。

長時間労働改善のための 什事見直し

仕事見直しとは、すべての作業やプロセスにつ いて、その必要性やかかる時間の長さ、成果とし ての有用性などを考え、ムダを排除して生産性を 高め、残業も減らすということだ。筆者の調査・ 研究経験から、いくつかのポイントを解説したい。

① 中間的な作業の合理化

大手企業のいくつかが、パワーポイントによる 社内会議でのプレゼン資料を禁じた。禁じる代わ りに、1案件A4版2頁以内の文書にまとめる、 などの措置が講じられた。

シンポジウムなどで一緒になる有名企業や行政 の担当者の方々のプレゼン資料は、1枚にこれで もかというほど情報が盛り込んであり、3次元の グラフやイラストなども多用され、とても目を引 く。そちらを批判するつもりはない。しかし、筆 者は思う。その資料作成にかけた時間は、どのく らいだったのだろうか?と。関心が薄い人には、 凝ったパワポのほうがいいかもしれない。しかし、 そもそも関心を持って話を聞きに来た人には、話 の要点が伝われば十分なのではないか。詳細は、 機会を見てお伝えすれば良い。

ましてや、顧客ではなく身内に見せる資料は、 資料の見た目が重要なのではない。その案件の本 質が重要なのである。2頁以内の文書にまとめる ことの含意は、「時間の節約」と「論理的な文章」 にあるのではないかと、筆者は推測する。パワポ を作成しながら思うことは、伝えたいことの内容 をしっかり論理的に考えないと、ただの情報の羅 列になりかねないということだ。それゆえ、時間 がかかるくせに本質がよくわからない、という事 熊が生じかねない。

② 会議・打ち合わせの合理化

ある企業で、会議改革がなされ、それまでの労 働時間が2割ほど短くなったという。ホワイトカ ラーが多いその企業では、全従業員の労働時間を 作業内容別に調査した。その結果、平均的に1日 の半分近くが会議や打ち合わせ等の時間であるこ とがわかった。会議も打ち合わせも必要だが、資 料作成や顧客訪問などの作業時間が減ることを問 題視し、会議について大胆な改革をした。会議の 重要性を総務で点検し、曖昧な(ゴールの見えない)内容の会議は実施させない、参加者を厳選させる、会議室をガラス張りにする、資料の事前読み込みなどが、具体的な内容だ。

これは、ホワイトカラー職場ではかなり有効な対策だ。なぜなら、同じプロジェクトに関わっていても、担当者はそれぞれに業務がある。それゆえ、個人で作業をする時間が必要だが、日中に会議や打ち合わせがあるせいで、結局、残業して書類を作る、ということが横行しているからである。

一部の企業は「集中タイム」を設けている。職場の一人一人が2時間ずつ順番に「集中タイム」を設定し、その間は電話にも出ない、メールも見ない、ということをした結果、残業時間が減っているらしい。これも結局、会議や打ち合わせのために労働時間が長くなることへの、一つの改善策である。

同じ考え方として、在宅勤務も奨励したい。在 宅勤務の最大のメリットは、通勤時間をなくすこ とだが、集中タイムを大幅に増やすことができる という点でも、大変効率的である。ただ、情報セ キュリティや適した仕事の切り出しなどの点で、 導入をためらう企業が多い。情報セキュリティの 問題があまりない環境や作業内容を選び、ニーズ のある従業員を信用することで、win-winの関係 を作ることもできるはずなのだが、食わず嫌いの 企業が多い。災害や緊急時のBCPにも有効だと いうことを強調しておきたい。

③ 人事評価制度に定量的な労働時間を組み込む

背景・原因の箇所でも述べたが、多くの企業では定量的な労働時間を人事評価項目に入れていない。目標設定の段階で、その目標を達成するためにどのくらいの投入時間が必要なのか、そして評価の段階で、何時間かけてどのくらいの目標が達成できたのかということも、評価プロセスに入れ

る。

業務の難易度によって必要な時間も異なるだろうが、評価プロセスを繰り返していけば、目標設定段階での必要投入時間も経験的にわかるだろう。成果・業績が評価の主たる対象であっても、労働時間をまったく無視することはできない。法律的にも健康確保のための労働時間の把握は求められている。労働時間を把握し、それを人事評価制度に組み込むことは、より効率的な働き方による生産性の向上だけでなく、従業員を過労死・過労自殺から守るためにも重要だ。

④ 労働時間管理と本気の運用

労働政策研究・研修機構の労働時間に関する調査を筆者が分析した結果、「ノー残業デー」「強制消灯」「長時間労働の者や上司への注意・助言」は、実際に労働時間を短くしていた。「IDカード等による労働時間の把握」「長時間労働に関するカウンセリング」は、労働時間の長さに影響していなかった。

筆者はこの結果を、より直接的に長時間労働に 働きかける対策と、間接的な対策の違いだろうと 解釈している。つまり、労働時間を客観的に把握 する仕組みはないよりましだろうが、長時間労働 にならないためのノー残業デーや強制消灯、そし て結果的に長時間労働となった場合の、しっかり したフォローが、実際に労働時間を短くしている のである。これらのことを実践している企業をい くつか聞き取り調査してみたが、やはり、労働時 間を短くしている企業では、全社的に問題意識を 共有し、全社的に取り組んでいる。社長自らが日 本全国の支社・営業所に何度も赴き、長時間労働 について現場社員の意見を聞き、一緒に問題を考 える。ICTを活用した労働時間管理システムで、 月当たり45時間を超えた従業員とその上司を呼び 出し、事情を聞いて、場合によっては翌月の残業

を制限する。職場ごとの対策を総務が吸い上げ、 有効なものについては社内報に掲載する。これら の地道な努力・対策が、ムダな労働時間を削減し、 結果的にワーク・ライフ・バランスの取れたホワ イト企業と評価されれば、人材確保上もメリット がある。

⑤ 休暇カレンダーの活用

欧州の企業は、年度初めに全従業員の全年休に ついて希望を聴取し、調整して、1年間の全従業 員の休暇時季と日数を決める。これを筆者は、休 暇カレンダーと呼んでいる。

日本企業では、取引先や顧客のために一斉休業 日を外部に公表することは、よく見かける。しか し、全従業員の全年休を計画することはほとんど ない。

当面、全従業員の全年休を計画するのではなく、 年休の一部について、1年間ではなく半期ごとな どの方法で、休暇カレンダーを作成してはどうだ ろうか。最近の筆者のインタビューでも、同様の 休暇カレンダーを導入している企業はある。欧州 企業と同じことをするのではなく、1週間程度の 休暇を年に複数回取ることができるようになれば、 ワーク・ライフ・バランスは向上する。

また、私傷病のために年休を取り残すという習 慣についても、健康保険法による傷病手当金の支 給が開始(欠勤4日目以降)されない、待機期間 について、特別有給休暇を認め、その分、年休を 使用する必要性を下げるという方法を導入する企 業もある。私傷病のための特別休暇があれば、連 続休暇を取りやすくなるだろう。

⑥ 顧客に理解を求める

福岡県にある拓新産業という建設資材リースの 小企業がある。小企業とは言え、今や全国的に有 名な会社となった。かつては、顧客の都合を優先 していたため、長時間労働で人材確保にも苦労し ていた。このままではまずいと思った経営者は、 全社員を巻き込んで、顧客に理解を求めるための 活動を行った。営業担当者とは別の社員を使い、 自社の状況を説明し、理解を求めても納得しても らえない場合は、大口顧客でもこちらから契約を 打ち切った。利益に悪影響を及ぼさないよう、同 時に小口顧客を増やし、自社の状況を理解しても らえるようにした。その結果、残業はほぼゼロ (1人平均年間2時間!)になり、年休もほぼ取 得されるようになった。今では、2-3人の採用 枠に数百人もの学生が会社説明会に来るという。

政策的な対応は これからも求められる

今般の働き方改革関連法が施行されても、まだ 問題は残っている。時間外労働規制についても、 どこまで実効性があるかは未明であるし、土曜日 を時季指定するような年休取得は、「休暇」本来 の趣旨から外れている。また、勤務間インターバ ル制度も本格的に普及させなければならない。精 神的に追い詰められる人のほとんどが、不眠や睡 眠不足に陥る。仕事のストレスが強く、またプラ イベートな時間が全くなければ、精神的な業務上 災害になる危険性も増す。終業後11時間は出社し ないなどのインターバルが設定されれば、それな りに睡眠時間を確保できる。

さらに、管理監督者やみなし労働時間が適用さ れている労働者も含め、全労働者の健康確保上の 対策も重要だ。適用除外だからいくらでも働いて 良いという職場風土をなくし、なるべく全社員が 所定労働時間内で業務を終える、という環境を整 備するためには、管理職の労働時間の長さも、管 理する部下の労働時間の長さも、どちらも定量的 に把握し、場合によっては評価するべきであろう。 仕事のムダをなくし、より効率的な働き方を常 に考え、全社的に実施する。デフォルトとなった ことのすべてを見直す。良い点は残し、悪い点は 改める。日々の努力なくして、働き方は良くなら ない。

次号の特集は

「デジタル技術革新と労働の未来 (仮題)」の予定です。